

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>「一〜四 略」</p> <p>五 長期信用銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 長期信用銀行の有する債権（別紙様式第二号又は第二号の二中の貸借対照表の社債（当該社債を有する長期信用銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十八条の二 「同上」</p> <p>「一〜四 同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p>

項に規定する有価証券の私募によるものに限る。次条第三号ロ及び第二十五条の八の二第一項第四号ロにおいて同じ。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。次条第三号ロ及び第二十五条の八の二第一項第四号ロにおいて同じ。）をいう。ハにおいて同じ。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。以下同じ。）

(2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（(1)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

(3) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げるもの

(1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(2) 延滞債権（未収利息不計上貸出金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外ものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げるもの

を除く。)をいう。以下同じ。)

(4) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1)から(3)までに掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

(5) 正常債権(債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。以下同じ。)

ハ 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額

〔二〇又 略〕

〔六・七 略〕

2 〔略〕

第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号、第三号ホ及び第四号に掲げる事項を除く。)とする。

〔一・二 略〕

三 長期信用銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又

のを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸出金

(4) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

〔加える。〕

ハ 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

〔二〇又 同上〕

〔六・七 同上〕

2 〔同上〕

第十八条の三 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 長期信用銀行及びその子会社等の有する債権（別紙様式第三号の二中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行つていない場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

(2) 危険債権

(3) 三月以上延滞債権

(4) 貸出条件緩和債権

(5) 正常債権

「ハスト 略」

「四・五 略」

（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

「一〇三 略」

イ 「同上」

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻先債権に該当する貸出金

(2) 延滞債権に該当する貸出金

(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金

(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金

「加える。」

「ハスト 同上」

「四・五 同上」

（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十五条の八の二 「同上」

「一〇三 同上」

<p>四 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の有する債権（別紙様式第九号中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額</p> <p>(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権</p> <p>(2) 危険債権</p> <p>(3) 三月以上延滞債権</p> <p>(4) 貸出条件緩和債権</p> <p>(5) 正常債権</p> <p>「ハクト 略」</p> <p>「五・六 略」</p> <p>「2と4 略」</p>	<p>四 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p> <p>(1) 破綻先債権に該当する貸出金</p> <p>(2) 延滞債権に該当する貸出金</p> <p>(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金</p> <p>(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金</p> <p>「加える。」</p> <p>「ハクト 同上」</p> <p>「五・六 同上」</p> <p>「2と4 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	